



職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

平成27年10月
沖縄県人事委員会

I 本年の勧告のポイント

1 月例給・ボーナスともに引上げ

- (1) 月例給は、公民給与の較差707円(0.21%)を解消するため引上げ
- (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ

2 給与制度の総合的見直し関連

- (1) 地域手当の支給割合の引上げ
- (2) 単身赴任手当の支給額の引上げ

II 公民較差の算出

【平成27年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に実施

- ・調査事業所数: 139事業所
- ・調査完了率: 91.1% (123事業所)

※139事業所中4事業所は調査時に規模不適が判明。

【平成27年職員給与等実態調査】

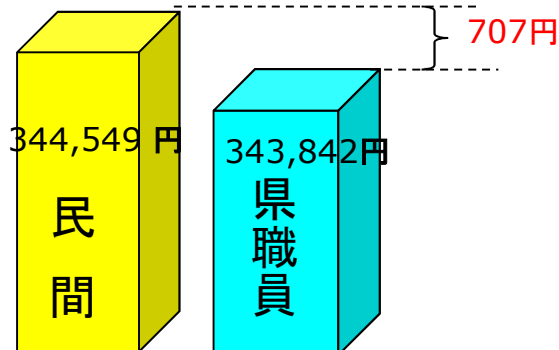
平成27年4月1日に在職する常勤職員を対象に実施。(ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。)

4,379人 ← 行政職給料表適用—新規学卒者
(4,431人) (52人)

比較

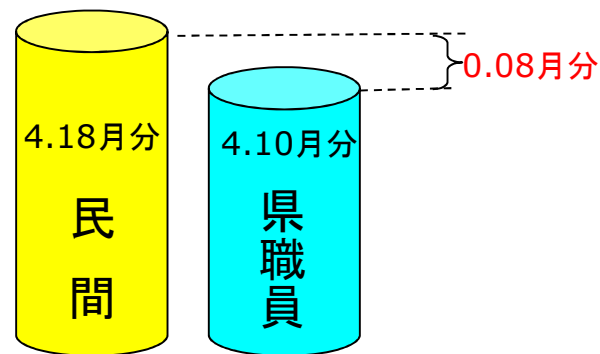
月例給

※ラスパイレス方式による較差算定



特別給

※年間支給月数で比較



Ⅲ 給与改定の内容①

(1) 給料表の改定 【勧告】

<行政職給料表>

- ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
- ・初任給引上げ（行政職大卒 現行174,200円 → 改定後176,700円）

<その他の給料表>

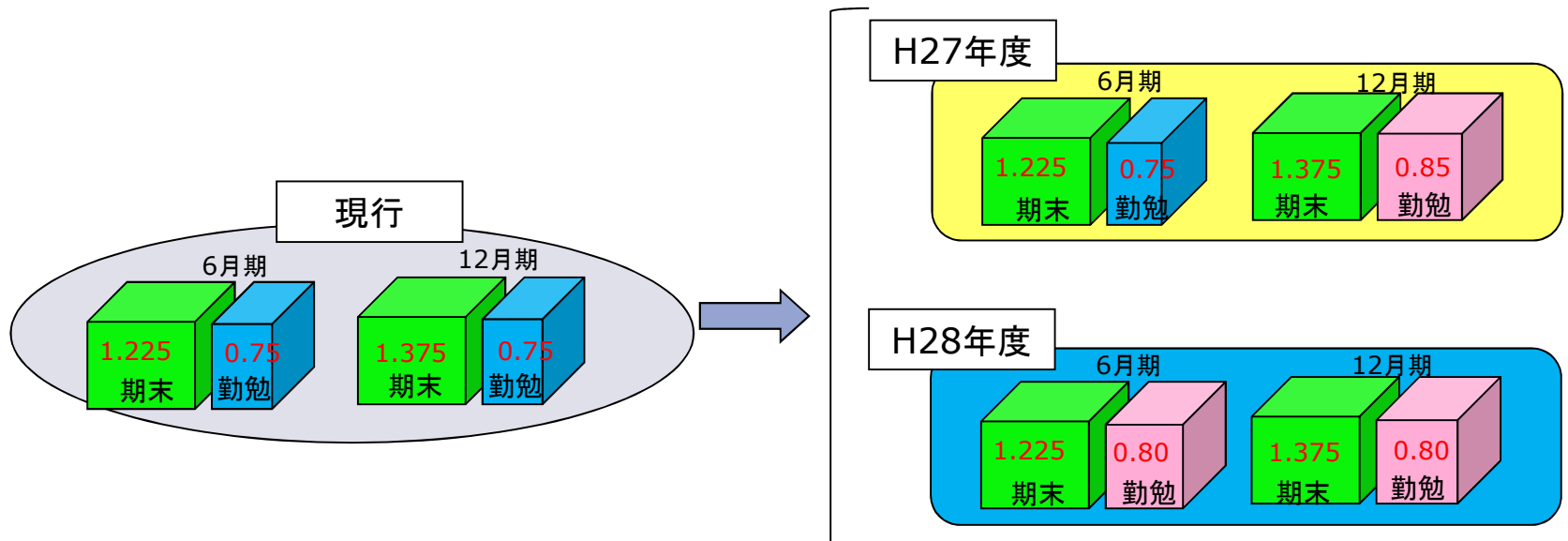
行政職給料表との均衡を基本に改定

Ⅲ 給与改定の内容②

(2) 期末手当及び勤勉手当 【勧告】

年間の支給月数

現行:4.10月分 → 改定後4.20月分



Ⅲ 給与改定の内容③

(3) 初任給調整手当 【勧告】

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定（現行412,200円 → 改定後**413,300円**）

(4) 給与制度の総合的見直し

ア 地域手当の見直し

平成27年度は、国に準じた支給割合に改定し、平成28年4月1日から、沖縄県職員の給与に関する条例に定める支給割合とする。

イ 単身赴任手当の見直し

- ・単身赴任手当基礎額（現行：26,000円 → 改定後：**30,000円**）
- ・単身赴任手当の加算額の限度額（現行：58,000円 → 改定後：**70,000円**）

Ⅲ 給与改定の内容④

(5) 改定の実施時期

(1)及び(3)については平成27年4月1日から、(2)については平成27年12月1日から、(4)については平成28年4月1日から実施

IV 公務運営に関する課題

■ 勤務環境の整備

- 年間総実勤務時間の短縮
- 仕事と家庭の両立支援の推進
- 心身の健康管理

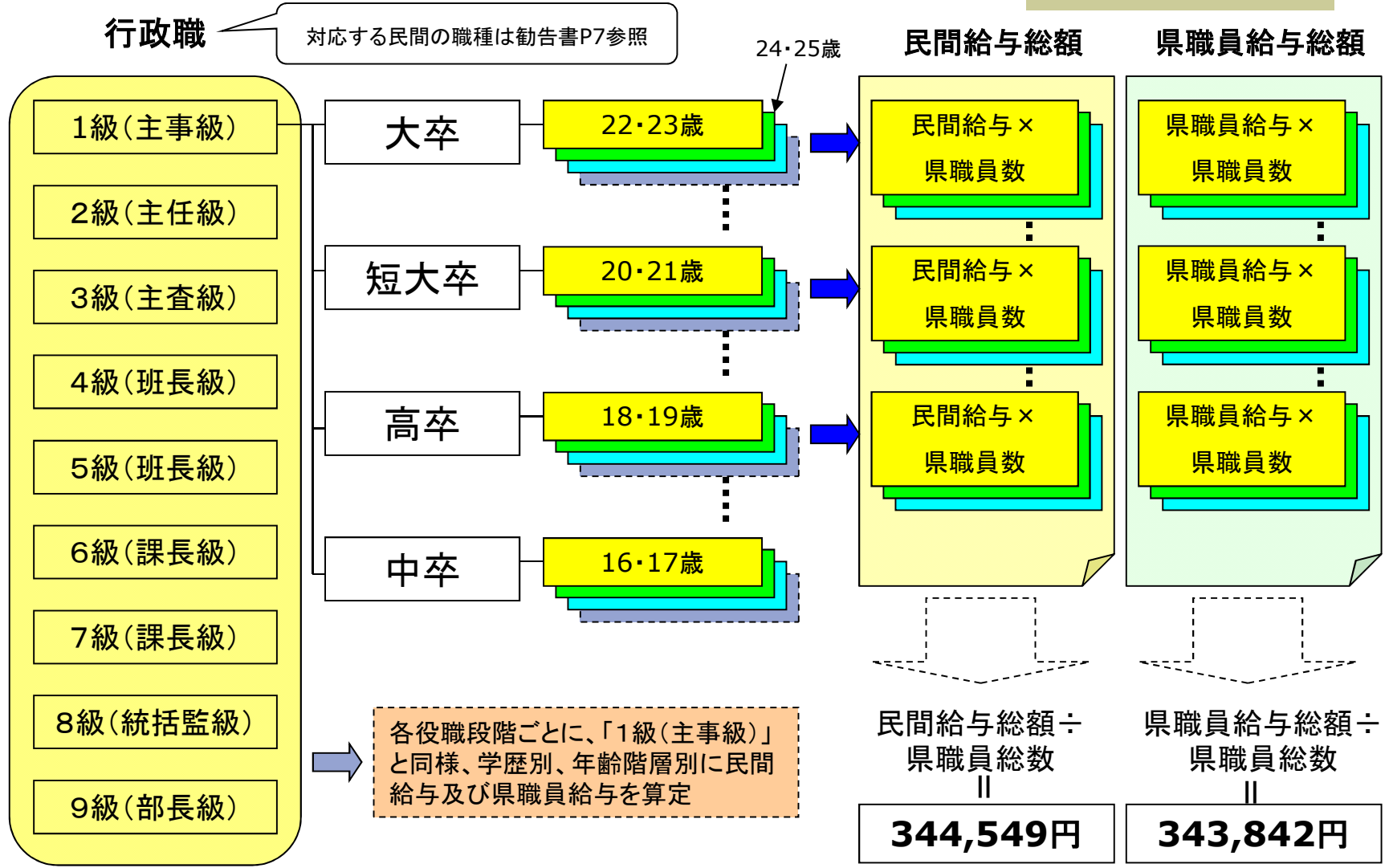
■ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

■ 多様な人材の確保及び育成

■ 雇用と年金の接続

■ 服務規律の徹底

(参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



(参考) 職員の平均年収推移

